

## 板橋区老朽建築物等対策計画 2025（後期）について ～ 計画後期に向けて ～

### 1 素案に対するパブリックコメントの実施結果

#### (1) 意見募集期間

令和3年1月25日（月）～ 同年2月12日（金）【19日間】

#### (2) 意見募集の公表方法

- ①区ホームページ
- ②区公式ツイッター
- ③広報いたばし（令和3年1月23日号）
- ④動画配信サービス「チャンネルいたばし」
- ⑤パブリックコメント等区民参加情報配信制度によるメール
- ⑥eモニター向け区民参加情報配信
- ⑦区窓口（建築指導課・区政資料室・各区立図書館）

#### (3) 提出意見

##### <件数>

4件 3名（全てWeb回答フォームでの回答）

##### <内容>

- ①区の実施に関する応援
- ②危険度の進行を遅らせる対策について ☞ 拡充
- ③適切に維持・管理している所有者等への支援要望 ☞ 検討
- ④情報発信への要望 ☞ 実施予定

### 2 素案以降の主な変更点について

下記のほか、文章表現や文字の体裁、図・表など、見やすさの向上のための整理を実施している。

#### (1) 第1章 老朽建築物等対策計画について

- ・「3 計画の位置づけ」の関連法規に建築基準法を追記
- ・「7 対象建築物」の「住居系用途を優先して対策を進める。」との一文を削除

#### (2) 第2章 板橋区における老朽建築物等の現状

- ・「4 老朽建築物等対策の分析」に「(2) 所有者等が抱えている問題の分析」を追加
- ・「(2) 特定認定解除物件の分析」として、解除された物件のみに分析を絞っていたが、表題を「(4) 特定空家等の認定物件の分析」と変更し、認定物件全体の状況を追記

※現在板橋区では、居住者のいる老朽建築物で認定されたものはない

#### (3) 第3章 老朽建築物等対策の基本方針

- ・「3 対策の方向性」に、住居系用途を優先して対策を進める旨の一文を追記

(4) 第4章 行政の役割等と実施体制

- ・「2 組織体制」に、区の組織改正に伴う担当所管の変更を反映

(5) 第5章 老朽建築物等対策に関する取組・施策

- ・「2 空家等及び老朽建築物対策 (2) 相談業務」の「③空き家の利活用」に、住宅対策審議会の答申を踏まえた方向性を追記

(6) 第6章 計画の推進に向けて

- ・パブリックコメントを受け、「1 進捗管理」の「(2) 計画運用スケジュール」に、危険度B物件の所有者に対する啓発文書の送付を追記
- ・「3 今後の対応」の「(1) 無接道敷地に存する老朽建築物等の対応」に隣地の接道のある敷地との一体化の推進について追記

(7) 資料編

- ・「4 関係所管連絡先一覧」に、区の組織改正に伴う担当所管の変更を反映
- ・「5 よくある相談と回答」を追加

3 今後のスケジュール

開催日	会議名	備考
令和3年5月13日	都市建設委員会	議会報告
〃 6月から7月下旬	老朽建築物等対策協議会	報告
	計画の公表	策定

4 計画の公表

「板橋区老朽建築物等対策計画 2025<後期>」を刊行し、各関係先や他自治体等に送付するほか、電子データを区のホームページに掲載する。

板橋区老朽建築物等対策計画 2025 <後期> 素案に対する  
パブリックコメント実施結果

1 意見募集期間

令和3年1月25日（月）～ 同年2月12日（金）【19日間】

2 意見募集の公表方法

- 区ホームページ
- 区公式ツイッター
- 広報いたばし（令和3年1月23日号）
- 動画配信サービス「チャンネルいたばし」
- パブリックコメント等区民参加情報配信制度によるメール
- eモニター向け区民参加情報配信
- 区窓口（建築指導課・区政資料室・各区立図書館）

3 意見の提出方法

直接または郵送・FAX・Eメール・Web回答フォーム

4 提出意見数

4件 3名（直接：0名 / 郵送：0名 / FAX：0名 / Eメール：0名 / Web：3名）

5 意見と区の考え

No.	意見	区の考え方
1	板橋区において老朽建築物の対策が進められていることを知ることができました。今後も頑張って対策に取り組んで下さい。	区は、対策計画に基づき老朽建築物等の実態把握に努め、所有者等に対する相談対応、助成支援、積極的な啓発や助言・指導等を行って参ります。 計画を効果的に推進するためには、行政と所有者等及び地域住民それぞれが役割を果たしたうえで、相互に連携・協力をしていくことが必要不可欠です。今後ともご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。
2	危険度Bの物件を危険度Aに進行させない対策は、何を考えていますか。	老朽建築物等の所有者の多くが高齢者であることから、高齢者対応を含む予防対策を強化するために老朽建築物等対策計画 2025 を改訂し、令和3年度より運用することで、「安心・安全で快適なまち」をめざす取り組みをさらに推進していきます。 例えば、これまで区は、危険度Aの所有者等に対して適切な管理（利活用を含む）や修繕の必要性等を啓発する文書を送付してきました。 これを危険度Bの所有者まで拡大し、必要に応じて所有者支援策の活用も促しながら建築物等の老朽化の進行を抑制していきます。

No.	意見	区の考え方
3	<p>特定空き家に限定して助成するだけでなく、建物を適切に維持・管理している所有者等にも支援策を検討してはどうでしょうか。</p>	<p>建築物等の適切な管理に努めるのは、第一義的に所有者の責務であるとの観点から、現状、周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている「特定空き家等」や「特定老朽建築物」かつ「不良住宅」に限り除却費助成事業の対象としています。</p> <p>ご提案の新たな支援策については、行政と所有者等及び地域住民の役割を明確にしつつ、経済的な支援にこだわらずに検討していきます。</p>
4	<p>最新の情報を幅広く発信して欲しい。</p>	<p>情報発信については、区ホームページや広報紙のほか、町会・自治会の掲示板での周知、庁内窓口以外での紙媒体の提供先の拡充も進めます。</p> <p>また、区の主催に限らず、民間事業者等との共催や区が後援しての区民向け講座や相談会等の開催による充実も図っていきます。</p>